

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第15回 | 2022年8月



不正確な法人事業所得税申告書を提出した会社の取締役は、 税務条例第82A条の追徴課税の責任がないことが終審法院に より明確にされた

サマリー



香港終審法院(CFA)は、最近のある事案において、取締役ではなく、法人が税務条例(IRO)に基づき香港税務局(IRD)により発行された法人事業所得税の申告書を提出する必要があると結論付けた。したがって、会社の取締役は、会社が提出した税務申告書が不正確であった場合、IROの第82A条に基づき課される追徴課税の責任を負わない。

CFAは、2022年8月5日に税務局局長(CIR)とKoo Ming Kown氏他1名¹により争われた裁判に対する判決を言い渡した。CFAは、CIRの上訴を満場一致で棄却し、IRDに提出された会社の申告書が不正確であると判明した場合、提出した申告書に署名した会社の取締役は、不正確な申告書の提出に対してIRDが課す行政罰の責任を負わないという下級審の判断を支持した。

背景

この案件は、IRDへ提出されたNam Tai Electronic & Electrical Products Limited (Nam Tai社)の法人事業税申告書に署名したNam Tai社の2人の取締役が、IROの第82A条により、不正確な申告書を提出したとして課された行政罰としての追徴課税の責任を負うかどうかというものであった。

IRDは、税務調査の結果、Nam Tai社の法人事業税の申告に誤り²があることを発見し、IRO第60条に基づきNam Tai社に対して追徴課税の査定を行った。しかし、同社は課された金額を支払わず、CIRの申し立てにより裁判所によって清算された。その後、2人の取締役は、不正確な税務申告を行ったとして、IRO第82A条(1)(a)³に基づいて追徴課税を受けた。

取締役は、この個人への追徴課税に対し、第一審、さらに上級審判(COA)へ控訴した。その後、CIRはCFAに上訴した。

1 CFAの判決については、次のリンク先よりアクセス可能: https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/ju/ju_frame.jsp?DIS=146294&cu mpag e=T

2 申告は、Nam Tai が他のグループ会社に支払った特定の管理およびサービス料金が人為的で非独立企業間であり、したがって税控除の対象外であることに基いて、正しくないとみなされた。

3 当時、IROの第82A条(1)(a)では、合理的な理由なく、自分のため、他人またはパートナーシップのために、申告する必要があるものを省略または過小評価して不正確な申告をした者は、追徴課税の責任を負うと規定されていた。

CFAの判断と分析

以下にCFAの判断と分析について記載する。

- IRO第51条(1)に基づく書面通知により、申告が必要とされる。この通知は、同条項に基づいて納税申告書を提出する必要がある人物に対して行われる。今回のケースでは、納税申告書（つまり通知書）は、2人の取締役に言及されることなく、Nam Tai社宛に送付されていた。
- 申告書の形式（申告書を含む）は CIR が作成したものであり、取締役による申告書への署名は、Nam Tai社が申告書を提出するための要件を満たすためのプロセスの一部に過ぎない。申告書の宣言書に署名することで、2人の取締役は申告書の情報が正確であると表明しただけで、申告書の作成者の能力を認識したわけではない。
- 2人の取締役は、IRO第57条(1)に基づき、Nam Tai社が行うべきすべての行為に「責任がある(answerable)」ことがIROに要求されていたが、これによりNam Tai社の名義で申告書を作成するにあたって、彼らに付随的な要件が生じることはなく、提出した不正確な申告書による追徴課税の責任も彼らに生じさせるものでもない。その理由は以下の通り。
 - 第57条(1)に基づく義務は、同条が言及する階層のすべての構成員に適用され、納税申告書の署名者（すなわち2人の取締役）がNam Tai社のために申告書を作成する義務の対象として特定されない。
 - 第57条(1)の目的は、企業に関するIRDの機能の行使を容易にすることであり、同項の「責任(answerability)」という文言は、同項で特定された企業役員に対して、何かをする法的義務を課すものではない。
 - IRO には、特定の人物に他人の名義で一定の行為（納税申告を含む）を行う要求を示す規定が他にも存在する⁴が、第57条(1)では、会社役員に会社を代表して申告を行わせる要求を明記していない。

上記の分析に基づき、CFA は全会一致で、以下のように結論付けた。問題の税務申告は (1) Nam Tai社が作成する必要があり、同社が作成した。(2) Nam Tai社を代表して2人の取締役が作成することを要求しておらず、実際に作成していなかった。(3) 2人の取締役は、不正確な申告書に対して第82A条(1)に基づく追徴課税の責任を負っていなかった。

KPMGの見解

このケースにおける CFA の判断は、2 つの重要な点を強調している。

- 「会社が税務申告を行うことを保証する責任」と「会社を代表して税務申告を行う義務」は区別され、IRO第57条(1)は前者に該当し、会社役員に会社を代表して税務申告を行う義務を課していないこと。
- 税務申告の内容に対して会社役員も「独立法人」原則を適用し、関連法規に明示的に規定されている場合を除き、法人と切り離して責任帰属の判断を簡単に変えるべきでないこと。

会社取締役およびその他の会社役員の観点から、この判決を歓迎する。しかしながら、香港法（会社条例を含む）の下では、会社の行為に対して個人責任を問われる可能性があり、義務違反、不実表示、刑事犯罪などに関わる特定の状況において、潜在的な個人の責任に晒される可能性があることに留意する必要がある。

この案件においても一つ興味深い点は、裁判官の言及した「手続上のねじれ」である。案件の審理予定日の直前に、（案件の被申立人である）2人の取締役は、CIRの上訴に反対するつもりはなく、提出した訴訟を取り下げる旨、審理に出席する弁護士を指示したり自ら審理に出席するつもりはないことをCFAに通知する手紙を出したことである。しかし、控訴審の争点が一般的または公共的に非常に重要であるとCOAが判断したため、CFAは2人の取締役が不在でも控訴審の審理を進めることを決定し、審理中に裁判所に専門知識を支援するために独立アドバイザー2名を法定助言者として選任した。最終的な結果は、2人の欠席にもかかわらず、被申立人に有利なものとなった。

4 これらの条項には、非居住者に代わって香港で物品を販売した場合の申告書提出に関する第20A条(3)、パートナーシップに代わって申告書を提出する場合の第22条、およびIROの下で非居住者が行うことが要求される行為を代理人に要求する第53条が含まれる。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
ヴィヴィアン チェン
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
リサ リ
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 塁
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
ruimatsuo@kpmg.com



Deborah Leung
デボラリオン
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Shintaro Ono
大野 真太郎
Associate Director
Tel: +852 2685 7358
shintaro.ono@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Mainland China, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2022 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.